



～お知らせ～



勤務時間（営業時間）が変わります

10月1日から勤務時間が変わります。始業時間は、今まで通りの8時30分。終業時間が17時30分から15分早くなり17時15分になります。行政庁や地域づくりなどの勤務時間を参考にしました。お客様への周知は、会社のホームページでお知らせしますが、各発注者へのご案内は、皆さんから周知方よろしくお願ひします。

今回の勤務時間変更は、「働き方改革」の一環として考えています。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」長い名前の法律ですが平成30年4月7月6日に公布され平成31年4月1日から施行されました。この法律のざっくりした概要は、「労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現す働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。」とされています。具体には、①時間外労働の上限規制：月45時間、年360時間を原則とする。②年次有給休暇の確実な取得：年5日を確保。などが掲げられています。受託業務が伸びている中で社員の皆さんにはご苦勞をおかけしますが、ゆとりのある家庭生活などを心がけてください。ある記事を引用しますと「Must(やらねば)」だけではなく「Will(やりたい)」や「Can(やれそう)」を見いだして工夫していきましょう。

9月24日(火)新潟東映ホテルで令和元年度補償業務管理士登録更新講習会が開催されました。この講習会は、補償業務管理士資格の登録を更新する際に義務付けられた講習会で5年毎に受講しなければなりません。また、令和3年からは、受講の条件にCPD80P保有が求められます。この5年間で改正された主な要領等を紹介します。

・建物移転料算定要領(案)H30・附帯工作物調査算定要領(案)H30・立竹木調査算定要領H31・動産移転料調査算定要領H30・仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(案)H30・家賃減収補償調査算定要領(案)H30・借家人補償調査算定要領(案)H30・改葬の補償及び祭し料調査算定要領(案)H30・移転雑費算定要領(案)H31・地盤変動影響調査算定要領(案)

講習会のテキストはA I P Oに掲載しますので見て下さい。



「ウィークリースタンス」の徹底をお願いします。

昼休みや16時以降開始の打合せは行わない

休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない

休前日(金曜日)は新たな依頼をしない

ノー残業デー(水曜日)は勤務時間外の依頼はしない



○ホームページを開設しました！ www.hokurikuyouchi.co.jp

○お願ひ [「Aipo」](#)を活用してください。